

第4章 自殺対策における取組

1. 施策の体系

自殺対策の本質は、「生きることの支援」であることから、「いのち支える自殺対策」として、「だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて推進します。

基本施策は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基本的な取組で、「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、「市民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」の5つとし、重点施策は、地域自殺実態プロファイルにより示された地域における優先的課題としてあげられ強化して取り組むことが推奨されている「高齢者への支援の強化」、「生活困窮者への支援の強化」、「無職者・失業者への支援」、「子ども・若者への支援」の4つとし、また、自殺対策に資する庁内の関連する事業・取組としてまとめた「生きる支援の関連施策」で構成しています。

「基本施策」

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 市民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

「重点施策」

1. 高齢者への支援の強化
2. 生活困窮者への支援の強化
3. 無職者・失業者への支援
4. 子ども・若者への支援

「生きる支援の関連施策」

2. 基本施策

【基本施策1】地域におけるネットワーク強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開しているネットワーク等と自殺対策との連携の強化も含まれます。特に自殺の要因となりうる分野のネットワークとの連携を強化していきます。

① 庁内におけるネットワークの強化

庁内各分野の部署と連携し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、うるま市自殺対策計画推進本部を設置します。

② 地域の関係機関との連携強化

保健所、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、商工会等の関係機関との連携を強化します。

【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

地域におけるネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能するものです。そのため、自殺対策を支える人材育成は、対策を推進する上で基盤となる重要な取組です。

本市では、市民及び市職員が自殺に関する現状や対応などの知識を深め、市民のSOSに気づき、関係機関と速やかに連携、支援ができるよう研修等の機会を充実させます。

① 一般市民に対する人材育成

市民向けゲートキーパー養成講座：身近な地域で、支え手となるゲートキーパー養成講座を市民向けに実施し、悩んでいる人に「気づき」、「声をかけ」、「話をきいて」、「つなげ・見守る」ことができる人材の育成を推進します。

② 様々な分野での人材育成

保健、医療、福祉、教育、労働など様々な分野において相談・支援等を行う職員等に対し、ゲートキーパー研修への参加を呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を推進します。

【基本施策3】市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、誰かが問題を抱えた際に適切に支援につなげることができません。

うるま市では、市民との様々な接点を生かして、相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深められるよう機会を作っていきます。

- ① 相談先情報を掲載したリーフレットの配布
心の悩みに関する相談先を一覧に掲載したリーフレットを配布することで、市民に対する情報周知を図ります。
- ② 広報等を通じた自殺予防についての啓発
毎年9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には、広報うるまや市のホームページへの情報掲載による啓発や相談先の情報周知を図ります。

【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力、地域のつながりなどの「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」が上回ったときです。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やす取組を併せて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて、うるま市では「生きることの促進要因」を強化する様々な取組を推進します。

- ① 交流の場、居場所・生きがいつくりの推進
- ② 生きる事への直接的な支援の推進
- ③ 生きやすい地域社会の実現の推進
- ④ 相談支援の充実

【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

経済・生活問題、家庭関係の不和、心身面での不調等、自殺の背景にあるとされる様々な問題は、人生の中でも誰もが直面し得る危機ですが、自殺を防ぐには、様々な問題への対処方法や支援先に関する情報を早い時期から身に付けておくことが重要です。こうしたことから、うるま市では、保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を推進するなど、問題を抱える前の段階から対策を講じることで、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

- ① 子どもがSOSを出しやすい環境整備
社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)、心の健康の保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進めます。
- ② 関係機関とのケース会議等を通じた児童・生徒の支援体制の強化
不登校やいじめ等の問題行動及びハイリスク児童・生徒の早期発見と適切な対応を進めるために、スクールカウンセラー等を配置して、支援体制の環境整備を促進します。また、必要に応じて、児童相談所をはじめとする各種機関との連携を図ります。

③ 児童・生徒や若者に対する支援情報の提供

青少年に対し、いじめやネット上のトラブル、薬物依存等、自殺のリスクにつながりかねない各種問題に対する注意喚起のパンフレット等の配布、市のホームページでの情報掲載等を行います。

【基本施策の評価指標】

| | 指標 | 現状 令和3年度 (2021年度) | 目標 令和8年度 (2026年度) |
|---|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1 | 自殺対策啓発普及回数 | — | 普及回数の増加 |
| 2 | 自殺対策ゲートキーパー養成講座開催数 | — | 年1回以上 |
| 3 | 市民向け講演会の開催数 | — | 年1回以上 |

3. 重点施策

うるま市では、平成27年(2015年)から令和元年(2019年)までの5年間に、自殺によって135人がなくなっており、そのうち49人(男性41人、女性8人)が60歳以上となっています。その多くが無職であり、原因、動機別の自殺者の状況の割合は、「経済・生活問題」、「健康問題」が高くなっています。また、「うるま市自殺実態プロファイル2020」(自殺総合対策推進センター作成)によると、「高齢者」、「生活困窮者」、「無職・失業者」、「子ども・若者」に関わる自殺に対する取り組みが喫緊の課題となっています。

これらの点から本市では、「高齢者」、「生活困窮者」、「無職・失業者」、「子ども・若者」に関わる自殺対策を今後の重点施策として定めた取組を進めていきます。

【重点施策1】高齢者への支援の強化

過去5年間に、自殺で亡くなった135人のうち、49人(36.2%)が60歳以上であり、高齢者の自殺は深刻な問題となっています。

今後、高齢化が進むにつれて、家族や地域との関係が希薄化し、社会的に孤立する独居高齢者や高齢世帯が増加することが考えられます。

高齢者の社会的な孤立は、本人の生きがいの喪失につながるとともに、様々な問題を抱えたときに誰にも相談ができず、自殺リスクが高まると考えられることから、これをいかに防ぐかが課題となっています。

(施策の方向性)

すでに孤立状態にある高齢者は、早期に必要な支援につなげることが重要です。また、民生委員・児童委員や老人クラブ、社会福祉協議会等関係者との連携のもと、高齢者向け自殺対策の啓発活動の推進及び家族を含む支援関係者の自殺対策に関する知識の向上を図ります。

また、高齢者の孤立を防ぐため、他者との関わりを持ち、生きがいを感じられる多様な居場所を確保するなど、高齢者が生きがいを感じることができる地域づくりを推進します。

【重点施策2】生活困窮者への支援の強化

本市の平成27年～令和元年の5年間に自殺で亡くなった人を職業別にみると、学生・生徒等、主婦を含む無職の自殺者が約6割（全自殺者135人のうち、無職者が84人）に上ります。失業・無職によって生活困窮状態にある人は、経済的な困窮に加え、心身の健康や家族との人間関係、引きこもり等の様々な問題を抱えた結果、自殺に追い込まれることが少なくないと考えられます。そのため、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策の施策が連携し、経済や生活面の支援のほか、心身の健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を行う必要があります。

(施策の方向性)

うるま市では、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮に関する専門相談員（生活困窮者自立支援相談員）を設置し、相談者に寄り添った相談支援を実施しています。専門相談員と自殺対策の関係機関が、実践的なレベルで連携を強化し、様々な悩みや問題を抱える生活困窮者の支援を充実させていきます。

【重点施策3】無職者・失業者への支援

平成27年～令和元年の5年間の本市の職業別自殺者数の構成割合では、有職者が全体の36.3%であるのに比べて、無職者は全体の63.7%であり多く占めています。その内訳では、その他の無職者が26.7%、年金・雇用保険等生活者が22.2%、失業者が8.1%、学生・生徒等が3.0%、主婦が2.2%、不詳1.5%となっています。

【表3】職業別自殺者構成割合

| 有職者（36.3%） | | 無職者（63.7%） | | | | | 不詳 |
|---------------|-------------|------------|------|------|---------------------|-------------|------|
| 自営業・ 家族従事者 | 被雇用・ 勤め人 | 学生・ 生徒等 | 主婦 | 失業者 | 年金・雇 用保険等 生活者 | その他の 無職者 | |
| 11.9% | 24.4% | 3.0% | 2.2% | 8.1% | 22.2% | 26.7% | 1.5% |

(施策の方向性)

有職者に比べて、無職者の自殺者数の割合が高いことから、無職者に対する自殺対策は重要であり、また無職者・失業者の抱える問題は多岐にわたることを踏まえ適切な支援を行うことが重要です。そのためには、相談体制の充実を図り、必要な相談先を周知し就労・自立を促進する必要があります。経済部門及び生活困窮者自立相談支援事業との連携を図りながら推進します。

【重点施策4】子ども・若者への支援

近年、子ども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じてきた様々な困難や新たな課題に対応できない子どもや若者が増え、ニートや引きこもりなど若者に関わる諸問題が深刻化しています。様々な問題を抱えたときに誰にも相談できないことがないよう、様々な媒体や相談機関があることを周知し、つながることができるようにしていく必要があります。

(施策の方向性)

子ども・若者の成長に関わりを持つ家庭、学校、地域、社会がそれぞれの特性を生かしながら、相互に連携協力して支援していくことが重要です。うるま市では、必要となる支援の仕組みづくりとして、福祉部門、子育て部門、健康部門、経済部門、教育部門などそれぞれの関係機関の連携を進めます。

【重点施策の評価指標】

| | 指標 | 基準値 平成 27 年 (2015 年) | 目標 令和 8 年 (2026 年) |
|---|-------|----------------------------|--------------------------|
| 1 | 自殺死亡率 | 20.6 | 14.4 |

4. 生きる支援関連施策【事業・取組一覧】

市が実施している事業の中で、下記の事業を「生きる支援」に関連する施策として、抽出し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進します。

事業・取組の分類を5つの「基本施策」の中に組み込んで整理しました。複数の施策にまたがる事業は（再掲）と表示しています。

基本施策1：地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、関係機関が連携、目標を共有するため自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、庁内の連携を強化するとともに、地域とのネットワークの強化を図ります。

【庁内におけるネットワークの強化】

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|-------|---------------|--|---------------------------------------|
| 1 | 健康支援課 | 自殺対策計画推進本部の運営 | 自殺対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策推進本部を設置し自殺対策計画を推進します。 | 自殺対策に関して、課題解決、推進強化のための協議を通じて全庁的に推進する。 |

【地域の関係機関との連携強化】

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|---------------------|-------------------------------|--|---|
| 2 | 健康支援課・子育て世代包括支援センター | 第2次健康うるま21（健康増進・健やか親子・食育）計画推進 | 第2次健康うるま21 推進協議会の運営。 ライフステージごとの健康課題を踏まえながら、妊娠期を含めできるだけ早い段階からの健康的な生活習慣の確立による生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、地域のつながりを含む健康を支えるための社会環境づくりなど、市民の健康づくりを支援します。 | 健康問題は自殺の要因で最も多く、健康増進に係る取り組みは自殺対策の一次予防として効果的と考えられる。 |
| 3 | 健康支援課 | 食生活改善推進事業 | 食生活改善推進員の養成・育成を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等の予防、健康寿命の延伸を目指します。 | 健康問題は自殺の要因でもっとも多く、地域住民の食生活の改善を推進する取り組みは自殺対策の一次予防として効果的と考えられる。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|---------------|---------------------------|---|--|
| 4 | 福祉政策課 | うるま市民生委員児童委員協議会補助金交付 | 地域の身近な相談役として、住民の介護や子育ての悩み、心配事や困りごとなどを行政等の支援機関へつなぐ等、必要な支援を行う民生委員・児童委員の活動強化と円滑な活動に資するための支援を行います。 | 民生委員・児童委員が活動を行う上で必要な知識及び技能を習得し、支援を必要としている住民を的確な支援先へつなげることが可能となる。 |
| 5 | 介護長寿課 | 生活支援体制整備事業 | 生活支援コーディネーターと協議体を設置して地域住民の「互助」による助け合い活動を推進し、高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。 | 地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することにより、多様な問題の早期発見、必要な支援など、自殺リスクの低減を図ることができる。 |
| 6 | 介護長寿課・障がい福祉課 | うるま市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議 | 警察署、社会福祉協議会、民生委員等の関係機関で構成する高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議を中心に、高齢者及び障がい者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者及び障がい者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。 | 支援体制を充実させることにより、自殺予防、自殺リスクが高まった際に、関係機関連携による早期支援が期待できる。 |
| 7 | 障がい福祉課 | 障がい者自立支援協議会 | 医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークを構築します。 | 障がい者（児）とその家族は生活に様々な困難を抱えることが多いため、支援体制を充実させることにより、自殺予防、自殺リスクが高まった際に関係機関連携による早期支援が期待できる。 |
| 8 | 子育て世代包括支援センター | 子育て支援ネットワーク | 子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワーク等を構築し、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えます。 | 子育て支援のネットワークを構築することにより、子育て世代の多様な問題を早期に発見し、必要な支援を提供することで、自殺リスクの低減を図る。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|---------------|----------------------|---|--|
| 9 | 子育て世代包括支援センター | 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的として、要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。 | 子育て支援のネットワークを構築することにより、子育て世代の多様な問題を早期に発見し、必要な支援を提供することで、自殺リスクの低減を図る。 |

基本施策2：自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実する必要があります。そのため、早期の「気づき」に対応し、人に寄り添いながら課題解決や支援につなげることができるゲートキーパー研修を実施します。

【市民に対する人材育成】

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|-------|----------|--|--|
| 10 | 健康支援課 | 自殺対策推進事業 | 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなぎ、見守る役割を担う人材を育成するゲートキーパー養成講座を実施します。 | 自殺の危険性を早期に発見し適切な対応ができるよう人材育成及び自殺予防のための普及啓発を行う。 |

【様々な分野での人材育成】

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|-----|-------------|--|--|
| 11 | 職員課 | うるま市職員の研修事業 | メンタルヘルス研修（課長職・係長職）、ハラスメント防止研修（職員）等の職員研修を行うことにより、メンタルヘルス対策を推進します。 | 職員の健康増進のための支援、環境整備のみならず、様々な分野に携わる職員が自殺対策について理解を深めることで、職場や窓口等において問題を抱える人の早期発見・早期支援の実現、横断的連携の円滑化につながる。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|---------|--------------|--|--|
| 12 | 介護長寿課 | 認知症サポーター養成講座 | 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち理解するとともに、認知症の方やその家族に対し、できる範囲で手助けする認知症サポーターの養成講座を実施します。 | 認知症サポーターにゲートキーパー講演会を受講してもらうことで、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。 |
| 13 | 消防本部警防課 | 救急事案検証 | 救急搬送症例を検証し、救急隊員へフィードバックを行い、処置技術力ならびに救命率の向上を図ります。 | 搬送症例の中に自殺未遂のケースも含めることにより、初期対応ならびに救命率の向上につながり得る。自殺個所の改善要望を関係機関等へ行い、未遂者へは相談窓口カードの配布を行うことにより、自殺対策となり得る。 |
| 14 | 消防本部警防課 | 応急手当講習会 | 応急処置が患者の予後や生存率を左右することから、救命率の向上を目指し、市民や地域の事業所従業員の方々に応急手当講習会を実施します。 | 初期対応ならびに救命率の向上につながり得る。未遂者に対する相談窓口を案内する。 |

基本施策3：市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。また、自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添うなど自殺対策における市民一人ひとりの役割等について意識が共有されるよう、啓発事業を展開します。

【相談先情報を掲載したリーフレットの配布】

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|-------|---------------------|---|---|
| 15 | 健康支援課 | 相談先情報を掲載したリーフレットの配布 | 自殺対策に関連した相談窓口やこころの健康づくりに関するリーフレットを配布し周知します。 | 自殺対策の啓発用リーフレット等の配布を通じて、様々な問題に対応できる相談先等を住民に情報周知することができる。 |

【広報等を通じた自殺予防についての啓発】

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|--------------|------------------------------|---|---|
| 16 | 健康支援課 | (再掲) 自殺対策推進事業 | 市民への自殺対策の啓発を行う。 | 自殺予防週間(9月)・自殺対策強化月間(3月)において自殺対策の普及・啓発を行う。 |
| 17 | 秘書広報課 | 市広報活動 (市ホームページ、SNSの運営、管理) | 閲覧する人が求める情報を見やすく分かりやすく掲載し、市内外へ情報を発信します。 | 住民が地域の情報を知る上で最も身近な媒体であり、自殺対策の啓発として相談先や各種事業に関する情報を提供する機会になり得る。 |
| 18 | 障がい福祉課 | 精神保健福祉講演会 | 市民へ精神疾患や障がいの特性について周知・啓発し、精神保健の向上を推進します。 | 講演会を通し自殺問題等について言及するなど、自殺対策を周知・啓発する機会になり得る。 |
| 19 | 共生推進室 | 男女共同参画事業 | 男女共同参画に関する講座やパネル展を開催し、暴力等について意識啓発を図ります。男女共同参画情報誌「みもぎ」やホームページで相談窓口の情報を掲載し、周知します。 | イベントや講座において、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する情報を取り上げたり、相談先の情報を提供することで、住民に対する啓発の機会となり得る。 |
| 20 | 消防本部警防課 | 救急フェア (9月9日) | 救急医療及び救急業務に対する住民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、「救急の日」及び「救急医療週間」を設けます。また、救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用方法の普及啓発に努めます。 | イベントや講座において、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する情報を取り上げたり、配布資料の一つとして、相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込んだりすることで、住民に対する啓発の機会となり得る。 |
| 21 | 生涯学習文化振興センター | 社会教育学級・公民館講座 | 市民に身近な自治公民館・学校等において、家庭教育講座、高齢者学級、自治公民館講座、婦人女性学級の実施や自治公民館講座の実施を図ります。 | イベントや講座において、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する情報を取り上げたり、配布資料の一つとして、相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込んだりすることで、住民に対する啓発の機会となり得る。 |

基本施策4：生きることの促進要因への支援

生きるための支援とは、失業・過労や生活苦、家族の不和等の「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、個人においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させることです。基本施策では生きる事の促進要因への支援という観点から、市の取組を推進します。

【交流の場、居場所・生きがいづくり】

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|-------|---------------|--|--|
| 22 | 介護長寿課 | 介護予防把握事業 | 介護予防実態把握調査を実施し、閉じこもりなど何らかの支援を要する人を把握し介護予防の各事業や活動につなげます。 | 把握調査を通して、家族や当人が抱える様々な問題を察知し支援につなげることは、生きる支援にもつながる。 |
| 23 | 介護長寿課 | 老人クラブへの活動助成事業 | 高齢者がその経験と知識を生かし、希望と能力に応じた創造的活動に参加することによって、老後の生きがいを高め、その生活を健康で豊かなものとするを目的として、老人クラブ連合会と各自治会で活動する単位老人クラブへ補助金を交付します。 | 老人クラブの様々な活動を支援することは、居場所づくりとなり、生きることの包括的な支援になり得る。 |
| 24 | 介護長寿課 | 家族介護支援事業 | 在宅でおおむね65歳以上の要介護高齢者を介護している家族等に対し介護に関する知識等を習得させ、又は心身等の元気回復を支援することにより、家族等の精神的及び身体的負担の軽減を図ります。 | 介護は当人や家族にとっての負担が、時に自殺リスクにつながる場合もある。そのため家族や当人が抱える様々な問題を察知し支援につなげることは自殺対策にもつながる。 |
| 25 | 介護長寿課 | 認知症カフェ | 認知症の人やその家族、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することで、気分転換や情報交換ができる場を提供します。 | 認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり情報交換を行ったりできる場所を設けることで支援者相互の支え合いの推進になり得る。 |
| 26 | 介護長寿課 | 一般介護予防事業 | 自治会集会所等の地域で集える場において、元気づくり支援事業等を開催し、運動・レク等の介護予防に取り組みます。 | 高齢者が地域で集える機会を設けることで、定期的に高齢者の状況を把握することができ異変などがあれば必要な支援策や専門機関へつなぐ等、支援の接点となり得る。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|----------------------|---------------------------------|---|---|
| 27 | 障がい福祉課 | 地域活動支援センター | 障がい者等に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ります。 | 地域活動支援センターの設置や利用促進が、様々な障がいを抱える方々の他者交流や社会参加する場などの居場所づくりにつながり、生きることの包括的支援になり得る。 |
| 28 | 保育こども園課 | 地域子育て支援センター | 乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てについての相談の場を設置します。 | 保護者が集い交流できる場を設けることで、様々な問題などの解決、軽減になり得る。また、支援が必要な保護者を発見し早期の対応ができる可能性がある。 |
| 29 | こども政策課・子育て世代包括支援センター | 沖縄子供の貧困対策事業 | うるま市の子どもたちを取り巻く環境は厳しい状況にあり、様々な困りごとを抱えている事が見込まれています。そういった子どもたちへの居場所づくりの運営を行い、食事の提供(共同での調理など)や生活指導・学習支援等を通して、自己肯定感や将来へのビジョンを見据えることができるよう支援を行います。 | 参加団体や事業者にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱える保護者がいた場合には行政につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。 |
| 30 | 生涯学習スポーツ振興課 | 社会教育各種団体育成助成費 | 教育委員会の職務の一部を担っている団体について、団体育成補助金の交付を行い、行事などの際のサポート実施を行います。 | 関係団体の構成メンバーにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域の自殺実態や対策についての理解促進を図ることができる。 |
| 31 | 生涯学習スポーツ振興課 | 各種団体育成助成費・社会体育活動における県外派遣に関する補助金 | 競技力の向上を目指し、各種競技団体の育成を行うとともに、協議関係団体との連携のもとスポーツ活動の指導者やリーダーとなる人材の育成を図ります。また、各種公共施設の有効活用等により、地域のスポーツ関係団体といつでも誰でも気軽に楽しむことができるスポーツ・レクリエーション活動の環境づくりに努めます。 | 社会体育活動の推進により、気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行える環境があれば生きる活力の向上になり得る。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|------------------|---|--|---|
| 32 | 生涯学習 スポーツ振興課 | スポーツ施設等における 各種スポーツ 教室の開催 | 生涯スポーツ社会の実現をめざし、より多くの市民がスポーツに親しむことができるよう、市内スポーツ施設における各種スポーツ教室や地域巡回スポーツ教室の充実を図ります。 | 各種スポーツ教室や地域巡回スポーツ教室を通し健康増進を図り生きる活力の向上を図る。 |
| 33 | 生涯学習 スポーツ振興課 | 放課後子ども 教室推進事業 | 小学校及び中学校において、放課後や週末等に子ども達が安全に安心して活動する拠点（居場所）を設け、地域の参画を得て、勉強やスポーツ、文化、地域住民との交流活動を実施することで、子ども達が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。 | 従事する職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、当人や保護者から相談等があった場合に必要な支援につなぐ等対応がとれる可能性がある。 |
| 34 | 生涯学習文化 振興センター | 中央公民館講座の充実・ 生涯学習情報 「ゆらてく 通信」 | 市民の学習ニーズに的確に対応していくことができるよう、市民ニーズを踏まえた講座・ 教室内容の拡充を図ります。 | 自殺対策強化月間（3月）自殺対策予防週間（9月）に住 民への啓発に協力してもらえ れば、より幅広い層の住民に 情報やメッセージを届けるこ とができる。 |
| 35 | 学校教育課 | 学校図書館 （学校図書館 教育）に関 する事務 | 人権に関する展示や本の紹介 等を行い、命の尊さについて 考えます。 | 9月の自殺予防週間、3月の 自殺対策強化月間時に、「いの ち」や「心の健康」をテー マにした展示や関連図書を充 実させることで、児童生徒等 に対する情報周知を図る。 |
| 36 | 図書館 | 中央・石川・勝 連図書館に て、書籍、CD 等の貸し出 し、各種講演、 教室実施に関 する事務 | 読書案内やリクエストサービ ス、選書や収集、レファレン スサービス、広報活動などを 通して市民へ利用促進を図り ます。 | 9月の自殺予防週間、3月の 自殺対策強化月間時に、「いの ち」や「心の健康」をテー マにした展示や関連図書を充 実させることで、情報周知を 図る。 |

【生きる事への直接的な支援】

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|-------|------------------------|---|---|
| 37 | 商工労政課 | 就労支援事業 (グッジョブ) | うるま市の幼小中及び高等学校の児童生徒に対してキャリア教育を行い、将来の職業観の醸成に寄与する事を目的に就労支援事業を実施します。 | 若年者等への就労支援（キャリア教育）は、重要な生きる支援（自殺対策）でもある。 |
| 38 | 商工労政課 | 人材育成事業 (テレワーク事業) | ひとり親や親の介護を行っている方、副業をしたい方向けに自宅に居ながら仕事がでできるテレワーカーの育成を行います。 | 若年者等への就労支援は、重要な生きる支援（自殺対策）でもある。 |
| 39 | 商工労政課 | 人材育成事業 (地域雇用人材育成事業) | 継続雇用を促進する為に企業から人材育成の企画を提案してもらい、その職種に合った人材育成を行う為の事業を実施します。 | 若年者等への就労支援は、重要な生きる支援（自殺対策）でもある。 |
| 40 | 保護課 | 生活困窮者 自立支援事業 | 自立相談支援、住居確保給付金、一時生活支援、就労準備支援等を行います。 | 相談・支援を通じて住民の情報把握に努めるとともに、適切な支援先へつなぐことにより自殺のリスク軽減を図る。 |
| 41 | 保護課 | 生活保護事務 | 生活保護に係る訪問及び相談、就労支援、健康支援等を行います。 | 相談・支援を通じて住民の情報把握に努めるとともに、適切な支援先へつなぐことにより自殺のリスク軽減を図る。 |
| 42 | 保護課 | 中国残留邦人 等生活支援 事業 | 特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行います。 | 相談を通じて様々な生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にもつながる。 |
| 43 | 介護長寿課 | 緊急通報 システム事業 | 在宅でひとり暮らしの高齢者等の急病又は事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応がでできる緊急通報システムを整備し、日常生活上の安全の確保と不安の解消を図ります。 | 緊急通報システムの設置を通じて独居の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には適切な機関につなぐ等、支援への接点として活用し得る。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|--------|-----------------|--|--|
| 44 | 介護長寿課 | 福祉電話置事業 | 低所得で電話のないひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、安否の確認と孤独感の解消を図るために、福祉電話を貸与します。 | 福祉電話の設置を通じて独居の連絡手段を確保し状態把握に努めるとともに必要時には適切な機関につなぐ等、支援への接点として活用し得る。 |
| 45 | 介護長寿課 | 食の自立支援サービス事業 | 65歳以上の高齢者世帯で、食事の用意が困難な要援護高齢者に対し、配食サービスを提供することによって、食生活の改善と健康の保持を図るとともに、自立した生活の維持や安否の確認等を行います。 | 計画的な配食を提供するとともにその安否を確認することにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。 |
| 46 | 介護長寿課 | 第1号訪問・通所・生活支援事業 | 訪問型サービス（従前相当の介護予防訪問介護及び多様なサービス等）・通所型サービス（従前相当の介護予防通所介護及び多様なサービス等）により生活支援を行います。 | 介護は当人や家族にとっての負担が、時には自殺リスクにつながる場合もある。介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通し、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは自殺対策（生きることの包括的支援）につながり得る。 |
| 47 | 障がい福祉課 | 緊急通報システム事業 | 在宅でひとり暮らしの障がい者等の急病又は事故等の緊急時に、迅速かつ適切な対応ができる緊急通報システムを整備し、日常生活上の安全の確保と不安の解消を図ります。 | 緊急通報システムの設置を通じて独居の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には適切な機関につなぐ等、支援への接点として活用し得る。 |
| 48 | 障がい福祉課 | 福祉電話置事業 | 低所得でひとり暮らしの電話のない外出困難な在宅の重度身体障がい者に対し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として福祉電話を貸与します。 | 福祉電話の設置を通じて独居の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には適切な機関につなぐ等、支援への接点として活用し得る。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|--------|----------------------|---|---|
| 49 | 障がい福祉課 | 特別障害者 手当等給付 事業 | 精神又は身体等に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の障がい者（児）に手当を支給します。 | 日常生活において常時特別な介護を必要とする障がい者等に対して手当の支給を行うことは、精神的・物質的な負担軽減につながり、自殺対策にもつながる。 |
| 50 | 障がい福祉課 | 意思疎通支援 事業 | 聴覚障がい者、中途失聴者、難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行います。 | 通訳者等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、必要時には適切な機関へつなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。 |
| 51 | 障がい福祉課 | 重度心身障害者（児）医療費助成事業 | 重度心身障がい者（児）に、保険診療による医療費の一部を助成します。 | 重度心身障がい者の医療費の一部を助成することは、精神的・経済的な負担軽減につながり、自殺対策にもつながる。 |
| 52 | 障がい福祉課 | 障害者自立支援医療費給付事業 | 障がいを取り除いたり軽くするために手術等の治療を行う際に利用できる更生医療（障がい者）や育成医療（18歳未満の児童）の自己負担額を軽減します。また、療養介護医療費は利用者の医療費等の自己負担額を軽減します。 | 障がい者（児）の医療費の一部を助成することは、精神的・経済的な負担軽減につながり、自殺対策にもつながる。 |
| 53 | 障がい福祉課 | 障害者自立支援給付事業 | 個々の障害のある方や特定の疾患のある方が地域のなかで生活を続けていけるよう、日常生活に必要な介護の支援を提供する「介護給付」、日常生活や社会参加を営むために必要な訓練を提供する「訓練等給付」、身体の欠損や損なわれた身体機能を補完・代替する用具を給付する「補装具給付」に係る費用を給付します。 (障害福祉サービス) ・介護給付費 ・訓練等給付費 ・計画相談支援費 ・補装具給付費 | 各種障害福祉サービスの利用により、障がい者の自立支援や介護負担の軽減につながり、申請時や支援者モニタリングなどの機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|------------------------------|-------------------------|---|---|
| 54 | 障がい福祉課 | 日常生活用具 給付事業 | 障がい者（児）や小児慢性特 定疾患児に対して、日常生活 用具を給付します。 | 申請に際して、当事者や家族 等と対面する機会を活用する ことで、問題の早期発見・早 期対応への接点になり得る。 |
| 55 | 障がい福祉課 | 日中一時支援 事業 | 障がい者等の家族の就労支援 及び日常的に介護している家 族の一時的な負担軽減を図る ため、障がい者等の日中にお ける活動の場を提供します。 | 申請に際して、当事者や家族 等と対面する機会を活用する ことで、問題の早期発見・早 期対応への接点になり得る。 |
| 56 | 障がい福祉課 | 障害児通所支 援給付事業 | 障害のある児童等に対して、 集団生活への適応訓練や 治療、社会との交流の促進や 活動場所を提供します。 ・障害児通所給付費 ・障害児相談支援給付費 | 申請に際して、当事者や家族 等と対面する機会を活用する ことで、問題の早期発見・早 期対応への接点になり得る。 |
| 57 | こども政策課・ 子育て世代包括 支援センター | (再掲) 沖縄子供の 貧困対策事業 | うるま市の子どもたちを取り 巻く環境は厳しい状況にあ り、様々な困りごとが想定さ れる。そのような子どもたち へ居場所をつくり、食事の提 供（共同での調理など）や生 活指導・学習支援等を通して、 自己肯定感や将来へのビジョ ンを見据えることができるよ う支援します。 | 参加団体や事業者にゲートキ ーパー研修を受講してもらう ことで、問題を抱える保護者 がいた場合には行政につなぐ 等、気づき役やつなぎ役とし ての役割を担えるようになる 可能性がある。 |
| 58 | こども家庭課 | ひとり親家庭 生活支援事業 | ひとり親家庭の子どもの心身 の健全な発達を保証し、親と 子に安定した家庭環境を与 えることが必要であることか ら、様々な課題を抱えて困窮 しているひとり親家庭等に対 し、民間のアパート等を活用 し児童福祉法の規定に基づく 「母子保護の実施」に準じ、 地域の中で自立した生活を営 むことができるよう支援を行 ないます。 【付帯事業】 ア 学習支援事業 イ 親子交流事業 ウ 子育てサポート事業 エ 生活物品貸与事業 オ 技術力向上支援事業 | ひとり親家庭の抱える問題や 家庭の状況等を把握する貴重 な機会となり、支援を必要と するひとり親の早期発見と支 援先のつなぎの接点になり 得る。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|--------|-------------|--|--|
| 59 | こども家庭課 | 児童扶養手当事業 | <p>父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で、政令で定める程度の障害の状態にある者)を監護する母、生計を同じくする父又は扶養者に手当を支給します。</p> | <p>家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合があることを認識し対応することが重要である。児童扶養手当の新規申請及び現況届時等に生活状況を徴取するにあたり自殺のリスクを生じさせないような悩みやストレスの有無に注意を払うことで自殺の予防・防止につなげていく。</p> |
| 60 | こども家庭課 | 児童手当事業 | <p>家庭等における生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資することを目的に、児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を養育している者に児童手当を支給します。</p> | <p>児童手当の新規申請及び現況届時等に生活状況を徴取するにあたり自殺のリスクを生じさせないような悩みやストレスの有無に注意を払うことで自殺の予防・防止につなげていく。</p> |
| 61 | こども家庭課 | 母子家庭等自立支援事業 | <p>(自立支援教育訓練給付金) ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、教育訓練給付金の対象講座を受講したものに対して、訓練終了後に給付金を支給します。</p> <p>(高等職業訓練促進給付金) ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について給付金を支給することで生活を援助し、資格取得を支援します。</p> | <p>それぞれの給付金申請時に申請者とやりとりができるのであれば、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげる接点になり得る。</p> |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|--------|-------------------------|---|--|
| 62 | こども家庭課 | 母子・父子自立支援プログラム策定事業 | 児童扶養手当の支給を受けている者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施し、受給者のニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援、住宅支援資金貸付（県事業）へプログラムを提供し申請を支援します。 | 自立支援プログラム策定時に申請者とやりとりができるのであれば、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげる接点になり得る。 |
| 63 | こども家庭課 | 母子及び父子家庭等医療費助成事業 | 母子家庭及び父子家庭等（以下「母子家庭等」という。）に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、母子家庭等の福祉の増進を図ります。 | 医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。 |
| 64 | こども家庭課 | こども医療費助成事業 | こどもの医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、保健の向上と健全な発育を推進します。 | 医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。 |
| 65 | 学務課 | 就学援助と特別支援就学奨励費補助金に関する事務 | 経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学校用品等を援助します。特別支援学級在籍者に対し、特別支援就学奨励費の援助を行います。 | 本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 |
| 66 | 水道部営業課 | 水道料金収納業務 | 水道料金の滞納者に対し、支払い相談を行います。 | 支払い相談の際に、自殺リスクが予想される聞き取りや気づきなどがあった場合、行政機関における相談窓口の情報提供を行う。 |

【生きやすい地域社会の実現】

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|--|---------------------------|---|--|
| 67 | 障がい福祉課・委託相談支援事業所・こども発達支援課・子育て世代包括支援センター・保育こども園課・こども教育保育推進課・こども政策課・学校教育課・教育支援センター・商工労政課 | うるま市発達を支援する関係課等連絡会 | こどもの心身の発達支援に関する情報交換を行い、関係課等が持つ役割を有機的に組み合わせ共通課題について検討し、協力関係を築き問題解決に取り組めます。 | 支援体制の充実による自殺予防、自殺リスクが高まった際の関係機関連携による早期支援が期待できる。 |
| 68 | (再掲) 介護長寿課・障がい福祉課 | うるま市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議 | 高齢者及び障がい者に対する虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応及び適切な支援を行うために、地域関係機関と協議、検討し虐待防止に取り組めます。 | 支援体制の充実による自殺予防、自殺リスクが高まった際の関係機関連携による早期支援が期待できる。 |
| 69 | 危機管理課 | 地域防災計画の策定と避難行動マニュアルの作成 | 各種防災対策を推進するため国や県をはじめとする関係機関と密接な連絡態勢を構築し、効率的かつ効果的に防災対策及び避難対策事業等を実施するとともにあらゆる災害に対する諸対策として地域防災計画と避難行動マニュアル等の作成に取り組み、総合的かつ計画的に防災対策を推進します。 | 地域防災計画において、メンタルヘルスの重要性や施策等について言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進することができる。 |
| 70 | 市民税課 | 市民税賦課・減免申請業務 | 市税（市民税・法人税・軽自動車税・たばこ税）の賦課・減免申請の受付を行います。 | 窓口業務を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもって対応が図れる可能性がある。 |
| 71 | 健康支援課 | 生活習慣病予防健診、特定健診、長寿健診、がん検診 | 生活習慣病の発症予防を目的に生活習慣病予防健診、特定健診、長寿健診、対象年齢の市民に対し、がん検診（胃・肺・大腸・子宮・乳）を実施します。 | 健康問題は自殺の要因で最も多く、健康増進に係る取り組みは自殺対策の一次予防として効果的と考えられる。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|---------------|-----------------------|---|--|
| 72 | 子育て世代包括支援センター | 妊産婦健康診査 | 親子（母子）健康手帳交付時に妊婦健康診査を始めとする子育て支援を行います。 | 健康問題は自殺の要因で最も多く、健康増進に係る取り組みは自殺対策の一次予防として効果的と考えられる。 |
| 73 | こども家庭課 | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 就業等により昼間、保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び学校の長期休業中に学童保育所において保育を行います。 | 児童への居場所等の支援は当人のみならず保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握する貴重な機会となり得る。 |
| 74 | こども家庭課 | ファミリーサポート事業 | 地域における子育て支援の環境づくりの促進を図るため、育児に関する援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、子育てと就労の両方の支援を行います。 | 会員を対象にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。 |
| 75 | こども教育保育推進課 | 保育の実施 | 公立保育園等による保育・育児相談を実施します。 | 保育・育児相談を通し、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。 |
| 76 | 介護長寿課 | うるま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 | うるま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理を行い、計画に定める施策等を推進します。 | 高齢者福祉計画・介護保険事業計画で定める高齢者施策と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより両事業のさらなる連携促進を図ることができる。 |
| 77 | 介護長寿課 | 介護保険料に関する窓口業務 | 介護保険料や介護保険申請等全般の事務手続きを行います。 | 介護保険料・介護給付事業に従事する職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|--------|-----------------------------------|--|--|
| 78 | 介護長寿課 | 介護給付に関する窓口業務 | 高額介護サービス、住宅改修、福祉用具購入等、介護給付に係る事務手続きを行います。 | 介護保険料・介護給付事業に従事する職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。 |
| 79 | 介護長寿課 | 介護認定に関する窓口業務及び介護認定調査員による訪問調査 | 介護認定申請の相談・受付を行い、申請のあった被保険者に対し、認定調査員が、心身の状況や介護に係る手間についての調査を行います。 | 介護認定業務に従事する職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。 |
| 80 | 介護長寿課 | ふれあいコール事業 | 在宅生活に不安を抱えるひとり暮らし高齢者に、定期的に電話をかけることにより、生活状態や健康状態の確認、緊急事態発生時の迅速な通報、連絡等の体制を整えます。 | ふれあいコールの定期コールで安否確認をし、悩みや相談事を聞くことで孤独感の解消や不安軽減に繋がり、高齢者の社会参加の促進を図る。また、対象者とのやり取りの中で、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれる可能性がある。 |
| 81 | 障がい福祉課 | うるま市障がい者福祉計画・うるま市障害福祉計画及び障がい児福祉計画 | うるま市障がい者福祉計画・うるま市障害福祉計画及び障がい児福祉計画の進行管理を行い、計画に定める施策等を推進します。 | うるま市障がい者福祉計画・うるま市障害福祉計画及び障がい児福祉計画で定める障害施策と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携促進を図ることができる。 |
| 82 | 商工労政課 | 就労支援事業（街角コンタクトセンター運営） | 市内に就労支援センター（街角コンタクトセンター）を設置し若年者、子育て世代から高齢者世代に対してきめ細やかな就労相談等や職業斡旋を行い失業率改善に努めます。 | 経済・生活問題に加え、社会から孤立することは、生きる活力の低下につながるため、就労支援を通し、生きる活力の向上を図る。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|----------|-------------|--|--|
| 83 | 商工労政課 | 若者就業支援プログラム | 貧困の連鎖を断ち切る為に、うるま市内の若者（15歳～30歳）に対して、資格を取得させ就職の斡旋まで可能な養成機関と連携して事業を実施し、その資格取得の費用を助成する事業を実施します。 | 経済・生活問題に加え、社会から孤立することは、生きる活力の低下につながるため、就労支援を通し、生きる活力の向上を図る。 |
| 84 | 維持管理課 | 公営住宅事務 | 公営住宅の管理事務・公募を行います。 | 公営住宅事業を行うことは、生活困窮者や低収入など生活面で困難な問題を抱えている者の生きる支援になり得る。 |
| 85 | 学校教育課 | 教職員ストレスチェック | 労働安全衛生法に基づき、学校教職員等のストレスチェックを実施しメンタル不調の未然防止を図ります。 | 職員の健康を保持増進するための支援、職場の環境整備だけでなく、メンタルヘルスに関する知識の普及啓発や相談窓口の周知等を行うことで、自殺の一次予防とする。 |
| 86 | 学校教育課 | キャリア教育 | 中学校で行われている職場体験を支援することで、望ましい勤労観、職業観を育てます。 | 職場体験を通して望ましい勤労観、職業観を醸成することは「生きる力」をはぐくむこととなる。 |
| 87 | 教育支援センター | 若者居場所運営支援事業 | 困窮世帯の若者（概ね12歳～18歳）であって、かつ不登校やひきこもり、非行などの専門的な支援を要する若者などに対して食事や生活支援、キャリア形成支援等の専門的な支援を行う若者の居場所の設置及び家庭支援員を配置し、学校への登校や進学、就職など自立に向けた総合的な支援を行います。 | 当事者、家族、支援者の相談に対応し多様な問題を早期に発見し、必要な支援を提供することで自殺リスクの低減を図ることができる。 |

【相談支援】

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|-----------------|----------------------------------|--|---|
| 88 | 納税課 | 納税相談 | 納税等に関する相談窓口を設置し、納税相談を実施します。 | 支払い相談の際に、自殺リスクが予想される聞き取りや気づきなどがあった場合、関係機関へつなぐことにより、多様な問題を早期に発見、支援を行うことにより自殺リスクの低減を図ることができる。 |
| 89 | 福祉政策課 (委託事業) | ふれあい総合 相談支援事業 | 身近な地域での、健康づくりや福祉に関する総合的な相談ができるように、各基幹福祉圏域(社協本庁・石川・勝連・与那城支所)に「ふれあい総合相談支援センター」を設置しコミュニティソーシャルワーカー(CSW)による相談を実施します。 | 健康づくりや福祉に関する様々な問題について、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による市民相談を実施することで、自殺を考える市民を早期発見し対応が図れる可能性がある。 |
| 90 | 介護長寿課 | 認知症初期集中 支援推進 事業 | 認知症の人やその家族の支援に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の活動を推進し、早期診断・早期対応に向け、認知症に関する相談等を集中的に行い自立生活のサポートを行う支援体制の構築を図ります。 | 認知症の人やその家族、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与し得る。 |
| 91 | 介護長寿課 | 地域包括支援 センターによる高齢者への 総合相談事業 | 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう、健康・介護・福祉等の相談を受け、さまざまな面から総合的な支援を行います。 | 相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づきの力を高め、気になる人がいた場合には、関係機関との情報共有や、つなぎ等の対応ができる可能性がある。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|--------|-------------------------------------|---|---|
| 92 | 介護長寿課 | 認知症地域支援・ケア向上事業 | 認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、認知症に関する相談員（認知症地域支援推進員）が対応するとともに、認知症に関する情報提供や支援を行います。 | 相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づきの力を高め、気になる人がいた場合には、関係機関との情報共有や、つなぎ等の対応ができる可能性がある。 |
| 93 | 介護長寿課 | 地域包括支援センターによる高齢者虐待対応 | 高齢者及び養護者に対して高齢者虐待に関する相談、指導、助言、通報及び届け出の受理等必要な支援のために、関係機関と連携し、適切かつ迅速な対応を行います。 | 高齢者虐待への対応を糸口に、高齢者本人や、養護者を支援していくことで、背後にある様々な問題を察知し適切な支援先へとつないでいく接点になり得る。 |
| 94 | 介護長寿課 | 地域包括支援センターによる日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進 | 判断能力が不十分な為、日常生活に困っている高齢者に対して福祉サービスや日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援を行います。 | 権利擁護が必要な高齢者を早期に発見することで、安全で安心した生活の維持につながるのと同時に、関係機関との情報共有や、つなぎ等の対応ができる可能性がある。 |
| 95 | 障がい福祉課 | 障がい支援区分認定調査員による訪問調査 | 障害支援区分等判定のため、市の認定調査員が、申請のあった本人及び家族等に面会し調査を行います。 | 障害支援区分認定調査員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、調査対象者の障がい者や家族が抱える様々な問題を察知し、必要に応じて支援につなげる契機になり得る。 |
| 96 | 障がい福祉課 | 障がい者差別解消の対応 | 障がいを理由とする差別の解消を推進するため相談窓口を設置し、市民や関係事業所等に対し周知・啓発を行います。 | 相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づきの力を高め、気になる人がいた場合には、関係機関との情報共有や、つなぎ等の対応ができる可能性がある。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|-------------------|-----------------------------------|---|--|
| 97 | 障がい福祉課 | うるま市 障がい者等 基幹相談支援 センター事業 | 障がい者等の福祉に関する 様々な問題について障がい者 (児)及びその家族等からの相 談に応じ、必要な情報の提供 及び助言、障害福祉サービ スの利用支援等、必要な支援を 行います。また、関係機関と の連絡調整、その他障がい者 等の差別解消・権利擁護のた めに必要な相談支援の基幹と なる相談支援センターを運営 します。 | 相談対応する職員が自殺対策 の概要や精神障がい者、発達 障がい者の理解や対応につ いて学ぶことで、自殺リスクの 高いケースの早期発見と対応 が図れる可能性がある。 |
| 98 | 障がい福祉課 | うるま市障が い者虐待防止 センター | 障がい者虐待に関する通報・ 相談窓口の設置 | 虐待への対応を糸口に、当 人や家族等、養護者を支援して いくことで、背後にある様 々な問題をも察知し適切な支援 先へとつないでいく接点にな り得る。 |
| 99 | 障がい福祉課 | 障がい者相談 支援事業 | 地域の委託相談支援事業所 にて、障がい者等の福祉に 関する様々な問題について、 障がい者(児)及びその家族等 からの相談に応じ、必要な情 報の提供等や、権利擁護のた めの必要な支援を行います。 | 相談対応する職員が自殺対策 の概要や精神障がい者、発達 障がい者の理解や対応につ いて学ぶことで、自殺リスクの 高いケースの早期発見と対応 が図れる可能性がある。 |
| 100 | 子育て世代包括 支援センター | 児童虐待防止 対策事業 | 児童虐待防止対策（相談員の 配置、養育支援訪問事業）を 充実させます。 | 相談員にゲートキーパー研修 を受講してもらうことで自殺 のリスクを早期に察知し必要 な機関へとつなぐ等の対応が できる可能性がある。 |
| 101 | 子育て世代包括 支援センター | 子ども家庭 総合支援拠点 設置運営 | 子どもが心身ともに健やかに 育成されるよう、子ども及び 妊産婦の福祉に関し、必要な 実情の把握に努め、情報の提 供を行い、家庭その他からの 相談に応じ、調査及び指導を 行うとともに、その他の必要 な支援を行う。 | 相談員にゲートキーパー研修 を受講してもらうことで自殺 のリスクを早期に察知し必要 な機関へとつなぐ等の対応が できる可能性がある。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|---------------|-------------|--|---|
| 102 | 子育て世代包括支援センター | 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要であると判断した児童及びその養育者の家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等（以下「支援」という。）を行い、当該家庭の適切な養育の実施が可能になることを目的とする事業を実施します。 | 相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応ができる可能性がある。 |
| 103 | 子育て世代包括支援センター | 女性福祉相談等事業 | 家庭や生活上の問題解決のための各種相談（総合相談、女性に対する暴力相談、女性のための法律相談）を実施します。 | 様々な問題の相談に応じており、女性が何らかの問題に直面した際の最初の相談窓口となっている。関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援も担い、女性への生きることの包括的支援の窓口となっている。 |
| 104 | 子育て世代包括支援センター | 家庭児童相談室設置事業 | 家庭児童相談室は、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務の充実強化を図ります。 | 相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。 |
| 105 | 子育て世代包括支援センター | 乳児家庭全戸訪問事業 | 乳児家庭全戸訪問事業（乳児家庭を訪問し健康状況確認、相談・情報提供を実施）を実施します。 | 当人から相談に来るのを待つのではなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し適切な支援先へつなげるなどアウトリーチの機会、支援への接点とする。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|------------------------|---------|---|---|
| 106 | 子育て世代包括支援センター | 乳幼児訪問指導 | 訪問指導を担う保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応について理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげます。 | 本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 |
| 107 | 子育て世代包括支援センター | 母子保健相談 | 来所や自宅訪問、電話等による随時相談（産後うつや育児ストレスに対する専門家による必要な助言・指導）を行います。 | 本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 |
| 108 | こども発達支援課・子育て世代包括支援センター | のびのび相談 | こども発達相談（心理）。子どもの発達に関して専門職である心理士が、母親の負担や不安感への助言と子育て支援を行います。 | 子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。また、必要時に適切な機関へつなぐ等対応をとる。 |
| 109 | 子育て世代包括支援センター | 妊娠届出時面談 | 妊娠届出時に保健師等の面談において、妊娠子育てに関する相談や各種子育て支援事業を紹介し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援を行います。 | 保健師等、その業務に従事する職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、面談時等において対象者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を図ることができる。 |
| 110 | 子育て世代包括支援センター | 産後ケア事業 | お母さんが安心して子育てができるよう、出産後に医療機関や助産院、自宅などでお母さんと赤ちゃんのケアや授乳相談、育児サポートなどを受けるサービスを行います。 | 保健師等、その業務に従事する職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、面談時等において対象者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を図ることができる。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|---------------|---------------------|--|---|
| 111 | 子育て世代包括支援センター | 子育て世代包括支援センター「だいすき」 | 産前産後において、出産や子育てに不安を抱えている妊産婦とその配偶者に対し面談や各種サービスの案内を行います。 | 保健師等、その業務に従事する職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、面談時等において対象者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を図ることができる。 |
| 112 | 子育て世代包括支援センター | 離乳食教室・栄養相談 | 教室等を通じて子育て支援に関する情報発信の機会とする。また就学前の子どもを持つ保護者を対象に、栄養に関する相談・悩み等の相談を行います。 | 保健師等、その業務に従事する職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、面談時等において対象者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を図ることができる。 |
| 113 | 子育て世代包括支援センター | 各種乳幼児健診における保健指導 | 乳児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科検診、3歳児健診からの成長・発達の状況の確認と保健相談を同時に行います。 | 子どもに対する歯科健診等は家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会と取得。生活困窮世帯への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで生きることの包括的な支援になり得る。 |
| 114 | 市民協働課 | 消費生活センター運営事業 | 消費生活相談、消費生活講座を実施します。 | 複雑・多様化した消費生活問題に対し、講座や必要な助言、あっせん等を行うことで問題解決に向けての支援を図ることができる。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|-------------|---------------------|--|--|
| 115 | 市民協働課・共生推進室 | 市民相談（法律相談、人権・行政相談） | 弁護士による法律相談、人権擁護委員による相談、行政相談委員による相談を行います。 | 抱えている様々な問題や悩みに対する専門の相談員からの助言等は、問題の早期解決へ繋がる可能性がある。 |
| 116 | 健康支援課 | 定例健康相談・栄養相談 | 保健師、看護師、管理栄養士が個別の相談を行います。 | 健康問題は自殺の要因で最も多く、健康増進に係る取り組みは自殺対策の一次予防として効果的と考えられる。 |
| 117 | 健康支援課 | 特定保健指導 | 特定健診の結果をもとに生活習慣病発症予防・重症化予防のための保健指導を実施します。 | 健康問題は自殺の要因で最も多く、健康増進に係る取り組みは自殺対策の一次予防として効果的と考えられる。 |
| 118 | 健康支援課 | 健康教育 | 市民健康講座、出前健康教室を実施、市民の健康増進を推進します。 | 健康問題は自殺の要因で最も多く、健康増進に係る取り組みは自殺対策の一次予防として効果的と考えられる。 |
| 119 | 健康支援課 | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 | 国保の保健事業と後期高齢者の保健事業及び地域支援事業を断絶することなく、一体的に実施することで重症化予防・介護予防を効果的に推進します。 | 健康問題は自殺の要因で最も多く、健康増進に係る取り組みは自殺対策の一次予防として効果的と考えられる。 |
| 120 | 国民健康保険課 | 重複多受診者訪問指導 | 重複多受診者を訪問し、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行います。 | 健康問題は自殺の要因で最も多く、健康増進に係る取り組みは自殺対策の一次予防として効果的と考えられる。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|----------|------------------|--|---|
| 121 | 国民健康保険課 | 国民健康保険税の賦課、収納、減免 | 国民健康保険税納税等に関する相談窓口を設置し納税相談を実施します。 | 支払い相談の際に、自殺リスクが予想される聞き取りや気づきなどがあった場合、関係機関へつなぐことにより、多様な問題を早期に発見し、支援を行うことにより自殺リスクの低減を図ることができる。 |
| 122 | 国民健康保険課 | 後期高齢者保険料の収納 | 後期高齢者保険料に関する相談窓口を設置し、納税相談を実施します。 | 支払い相談の際に、自殺リスクが予想される聞き取りや気づきなどがあった場合、関係機関へつなぐことにより、多様な問題を早期に発見し、支援を行うことにより、自殺リスクの低減を図ることができる。 |
| 123 | 商工労政課 | 創業支援 | 商工会や金融機関と連携し、創業希望者向けへの創業セミナー開催や創業相談、事業計画作成等の支援に取り組みます。 | 経営立て直しのための無料相談や指導、セミナー開催等、中小企業の資金調達の円滑化に努め、中小企業者の経営基盤の安定化を図る。 |
| 124 | 市民課 | 市民課窓口業務 | 住民異動届、戸籍届、各種証明交付申請、年金に関する届出等の受付、相談対応等を行います。 | 自殺リスクが予想される聞き取りや気づきなどがあった場合、関係機関へつなぐことにより、多様な問題を早期に発見し、支援を行うことにより自殺リスクの低減を図ることができる。 |
| 125 | 教育支援センター | 教育相談 | 教育上の問題や悩みをもつ幼児・児童生徒及び教師の相談に応じ支援します。 | 悩みを持つ幼児・児童生徒及びその対応に当たる教師に対し、早期に支援を行うことができる体制を整え自殺の一次予防とする。 |

基本施策5：児童生徒のSOSの出し方に関する教育

将来の社会を担う、かけがえのない子どもの命を守るためには、様々な問題を抱える子どもへの支援に加え、学校の場においても児童・生徒が命の大切さを実感できる教育や、命や暮らしの危機に直面したときに、誰にどう助けを求めればいいのかを学ぶ教育を推進する必要があります。

【子どもがSOSを出しやすい環境整備】

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|--------------------------|----------------------|--|--|
| 126 | こども政策課 ・子育て世代包括支援センター | (再掲) 沖縄子供の貧困対策事業 | うるま市の子どもたちを取り巻く環境は厳しい状況にあり、様々な困りごとを抱えている事が見込まれています。そういった子どもたちへの居場所づくりの運営を行い、食事の提供(共同での調理など)や生活指導・学習支援等を通して、自己肯定感や将来へのビジョンを見据えることができるよう支援を行います。 | 子どもに対する学習支援を通じて、当事者やその家庭の抱える問題を察知できれば適切な支援につなげる等の対応が可能となり自殺や虐待等のリスク軽減になり得る。 |
| 127 | こども家庭課 | (再掲) ひとり親家庭生活支援事業 | ひとり親家庭の子どもの心身の健全な発達を保障するため、民間アパート等を活用し児童福祉法に基づく「母子保護の実施」に準じた支援を行います。 | 子どもに対する学習支援を通じて、当事者やその家庭の抱える問題を察知できれば適切な支援につなげる等の対応が可能となり、自殺や虐待等のリスク軽減になり得る。 |
| 128 | 学校教育課 | 人権教育・道徳教育の推進 | 人権教育や道徳教育をとおして、他者の気持ちや考えを自分事として捉え、行動しようとする心を育みます。 | 児童生徒の抱える問題を把握し、心の健康が保てない状況に陥る可能性のある児童生徒に対し、早期に支援を行うことができるよう体制を整え、自殺の一次予防とする。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|----------------|-------------|---|--|
| 129 | 学校教育課 | 中学校教育指導推進事業 | 児童生徒及びその家庭が抱える様々な問題に対して、社会福祉の視点から問題解決を図ります。 児童生徒や保護者が、自らによる問題解決が困難な状況の場合、スクールソーシャルワーカー（SSWr）が関わることにより、行政機関や家庭支援員、民生委員等と連携し自立の糸口を見つけます。 | 児童生徒の抱える問題を把握し、心の健康が保てない状況に陥る可能性のある児童生徒に対し、早期に支援を行うことができるよう体制を整え、自殺の一次予防とする。 |
| 130 | 学校教育課・教育支援センター | 学校における緊急支援 | 事故等突発的に発生した事案に対して、緊急的な対応として早期に介入を行い、児童生徒、教職員の不安の軽減に努めます。 | 児童生徒の抱える問題を把握し、心の健康が保てない状況に陥る可能性のある児童生徒に対し、早期に支援を行うことができるよう体制を整え、自殺の一次予防とする。 |

【関係機関とのケース会議等を通じた児童・生徒の支援体制の強化】

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|---------------|------------------------------|---|--|
| 131 | 子育て世代包括支援センター | (再掲) 児童虐待防止対策事業 | 児童虐待防止対策（相談員の配置、養育支援訪問事業）を充実させます。 | 虐待を受ける児童とその家族は、日常生活での様々な困難やストレスから自殺のリスクが高いため、支援者が虐待及び自殺のリスク評価等について学ぶことで問題の早期発見・早期支援が期待できる。 |
| 132 | 子育て世代包括支援センター | (再掲) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的として、要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。 | 虐待を受ける児童とその家族は、日常生活での様々な困難やストレスから自殺のリスクが高いため、支援者が虐待及び自殺のリスク評価等について学ぶことで問題の早期発見・早期支援が期待できる。 |

| No. | 担当課 | 事業・取組 | 事業内容 | 自殺対策としての視点 |
|-----|---|----------------------------|---|---|
| 133 | 障がい福祉課 ・委託相談支援事業所・こども発達支援課・子育て世代包括支援センター・保育こども園課・こども家庭課・こども教育保育推進課・こども政策課・学校教育課・教育支援センター・商工労政課 | (再掲) うるま市発達を支援する関係課等連絡会 | こどもの心身の発達支援に関する情報交換を行い、関係課等が持つ役割を有機的に組み合わせ共通課題について検討し、協力関係を築き問題解決に取り組みます。 | 支援体制の充実による自殺予防、自殺リスクが高まった際の関係機関連携による早期支援が期待できる。 |
| 134 | 子育て世代包括支援センター | 思春期教室 | 児童生徒等に、産婦人科などの専門医、助産師等を講師として学校に派遣し、性に関する指導を行います。 | 児童生徒が抱えている問題は周囲が気づきにくく、抱え込むことも多い。各種講座・教室等において心と体、人間関係について学ぶことは、SOSの出し方等を身に付け、生きる力を高める支援となる。 |
| 135 | 教育支援センター | ココロカラダ健康づくり事業 | 市内小中学校へ思春期保健相談士を派遣し、心と身体の変化や性について考える教室を開催します。 | 児童生徒が抱えている問題は周囲が気づきにくく、抱え込むことも多い。各種講座・教室等において心と体について学ぶことは自己重要感を高め、生きる力を育む支援となる。 |
| 136 | 共生推進室 | 思春期講座 | 市内中学校へ NPO 法人おきなわ CAP センターの講師を派遣し、「思春期」の心と体と人間関係について学び、自分や友人を大切にする気持ちを育むことを目的として講座を開催します。 | 児童生徒が抱えている問題は周囲が気づきにくく、抱え込むことも多い。各種講座・教室等において心と体、人間関係について学ぶことは、SOSの出し方等を身に付け、生きる力を高める支援となる。 |